

## 令和5年度千葉市大宮スポーツ広場の管理に関する年度協定書

千葉市（以下「甲」という。）と千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会（以下「乙」という。）とは、令和3年3月24日付けで甲乙間で締結した千葉市大宮スポーツ広場の管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）第45条第3項の規定により、令和5年度の事業年度に係る協定を締結する。

（協定の期間）

第1条 本協定の期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

（指定管理料の額）

第2条 基本協定第45条第1項に規定する指定管理料の額は、2,482,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

（支払方法）

第3条 基本協定第46条第1項に規定する端数の処理については、5月分から翌年3月分までの1月あたりの指定管理料（以下「月次指定管理料」という。）は1円未満を切り捨て、4月分の月次指定管理料に残額を合算するものとする。

2 乙は、基本協定第47条第1項の規定により月次事業報告書に指摘事項がない旨の通知を受けたときは、適法な請求書を甲に提出することにより当該月次指定管理料の支払いを請求することができる。

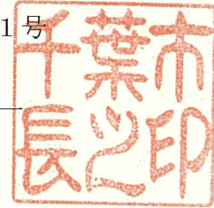
（疑義等の決定）

第4条 本協定に疑義が生じたとき及び本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年4月1日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市  
千葉市長 神谷 俊



乙 千葉市若葉区大宮台4丁目1番3号  
千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会  
会長 小川 英雄

